

令和4年度海洋温度差発電可能性調査等委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和4年度海洋温度差発電可能性調査等委託業務

(2) 事業の目的

本県では、気候変動問題への対応と、産業振興の両立を目指して、令和2年度に2050年カーボンニュートラル宣言を行い、翌年度にはアクションプランを策定して、高知県の強みを生かした再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいます。

本県の豊かな自然資源を活用した、新たな再生可能エネルギーの導入の可能性を探るため、今回、室戸市の海洋深層水を活用した「海洋温度差発電」の導入可能性に関する基本調査を行います。

(3) 事業内容

別添「令和4年度海洋温度差発電可能性調査等委託業務仕様書」に基づき、以下の業務を行います。

①海洋深層水に関する基本調査

②海洋温度差発電に関する基本調査

ア 海洋温度差発電の概要

イ 海洋温度差発電装置及び付帯施設の建設コストについて

ウ 現状への影響調査

③事業化に向けた課題の整理・課題解決策の提案

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年10月31日（火）まで

2 見積限度額

14,333,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 審査委員会の設置

別途定める「令和4年度海洋温度差発電可能性調査等委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとに

して、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

なお、共同企業体（複数の事業者が共同連帯して委託業務を実施する事業体）の場合はすべての構成員が（1）から（6）までの要件を満たすことが必要です。

- （1）高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること、又は、測量建設コンサルタント等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- （2）「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」第167条の4の規定（別紙1-1）に該当しない者であること。
- （3）参加申込時点で、高知県またはその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （4）「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県公営企業局訓令第1号）」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないことまたは同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者（別紙1-2）に該当しない者であること。
- （5）本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- （6）本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （7）令和4年11月15日（火）に実施する説明会に参加していること。

6 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意してください。

- （1）事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していることが必要です。
なお、参加申込書に当該協定書の写し1部を添付して県に提出してください。
- （2）共同企業体の適切な名称を設定のうえ、代表者を選任してください。
- （3）代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとします。
- （4）代表構成員及びその他構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることまたは単独での応募はできません。

7 説明会

日程：令和4年11月15日（火）14時00分～（60分程度を予定）

場所：高知本町ビル5階（高知県高知市本町5丁目2-17）

特記：別紙2により、令和4年11月11日（金）15時までに、FAX又は電子メールでお申し込みのうえ、必ず電話により着信を確認してください。な

お、会場の都合により 1 参加者当たり 2 名までの参加とします。

8 質疑と回答

質疑は、令和 4 年 11 月 22 日（火）17 時まで別紙 3 により持参または郵送（書留郵便または配達証明に限る。）、F A X 又は電子メールで受け付けます。F A X 又は電子メールによる場合は、必ず電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は、令和 4 年 11 月 28 日（月）までに以下の高知県公営企業局電気工水課（以下、「電気工水課」という。）ホームページに掲載します。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610301>)

9 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、プロポーザル参加申込書（別紙 4）及び法人概要書（別紙 5）に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって必要な提出書類は以下のとおりとし、共同企業体で参加する場合は代表者及びすべての共同提案者が②～④の書類を提出してください。

（1）提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（別紙 4）
- ②法人概要書（別紙 5）
- ③法人の都道府県税の納税証明書
- ④法人の消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑤共同企業体に関する協定書の写し（共同企業体で参加する場合に限る）

（2）提出期限等

①提出方法

持参または郵送（書留郵便または配達証明に限る。）

②提出期限

令和 4 年 12 月 5 日（月）17 時（必着）

③提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号

高知県公営企業局電気工水課

担当者 上田、山崎（敦） TEL 088-821-4920

（3）資格要件の確認

提出先の電気工水課において、提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和 4 年 12 月 9 日（金）までに申込者（共同企業体の場合は代表構成員）へ電子メールにて通知します。

（4）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者（共同企業体の場合は代表構成員）に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（県の閉所日を除く。）以内に、書面により高知県公営企業局長（以下、

「局長」という。) に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

- ② 局長は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉所日を除く。）以内に書面により回答します。

10 企画提案書の作成

別途定める「令和4年度海洋温度差発電可能性調査等委託業務公募型プロポーザル提案書作成要領」のとおり。

11 審査

別途定める「令和4年度海洋温度差発電可能性調査等委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

12 審査結果

審査結果は、審査委員会開催の翌開庁日までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例（平成2年3月26日条例第1号）に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

13 主な日程

令和4年11月7日（月）	募集開始
令和4年11月11日（金）15:00	説明会参加申込書の提出締め切り
令和4年11月15日（火）14:00	説明会
令和4年12月5日（月）17:00	参加申込及び資格確認書類提出締め切り
令和4年12月16日（金）17:00	企画提案書の提出締め切り
令和4年12月22日（木）14:00	審査委員会（プレゼンテーション）
令和4年12月23日（金）時間未定	審査結果通知

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規定（別紙1-3）により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙6により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は別紙6に基づき行うものではなく、別紙6を

参考に同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

15 お問い合わせ先

高知県公営企業局電気工水課

担当者：上田、山崎（敦）

TEL：088-821-4920

FAX：088-821-4626

E-mail：610301@ken.pref.kochi.lg.jp

16 その他

(1) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の高知県公営企業局との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

(3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

- ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県公営企業局訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

地方自治法施行令<抜粋>
(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

最終改正:令和4年10月5日政令第323号

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 <抜粋>

(平成 23 年 3 月 10 日高知県公営企業局訓令第 1 号)

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) **排除措置対象者** 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

高知県情報公開条例 <抜粋>

(平成 2 年 3 月 26 日高知県条例第 1 号)

(公文書の開示義務)

第 6 条 実施機関は、前条の規定に基づく開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報